

令和7年第3回町議会臨時会会議の経過 (11月25日)

議長 皆さん、おはようございます。  
ただいまから、令和7年第3回山北町議会臨時会を開会いたします。  
(午前10時30分)

それでは初めに、町長の挨拶を求めます。

町長。

町長 皆さん、おはようございます。  
本日は、令和7年第3回山北町議会臨時会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。

初めに、今年は記録的な猛暑の後、秋を飛び越えて急速に気温が下がり、気圧は一気に冬へと歩みを進めているように感じております。この時期は寒暖差が激しく、体調を崩しやすい時期でもありますが、さらに輪をかけ、今年13日には神奈川県からはインフルエンザ流行警報が発令されました。今年は流行時期が昨年よりも1か月以上早く、既に小田原市などでは小学校の学級・学年閉鎖が相次いでいる状態と聞いております。議員の皆様におかれましても、感染症予防対策を徹底していただき、体調に御留意してお過ごしいただきたいと思います。

さて、スポーツ界の明るい話題といたしましては、大谷翔平選手らの在籍するロサンゼルス・ドジャースがアメリカ大リーグワールドシリーズで連覇を達成し、さらに大谷翔平選手が通算4回目となるナショナルリーグMVPに選ばれたことではないでしょうか。今シーズンの大谷選手の記録づくめの活躍は、国内のみならず世界中の多くの野球ファンが驚愕するとともに、大きな感動をもたらしました。

また、今年は全国各地で熊による被害や出没が相次ぎ、大きな社会問題となっております。山北町においても、御殿場線に熊が衝突するなど、複数の目撃情報がありますので、引き続き目撃情報に注視し、必要な対策を図ってまいります。

こうした状況の中、町内の猟師の方々が行っている熊を里から奥山に返す

取組がテレビや新聞などで取り上げられ、大変大きな反響を呼んでおります。町といたしましても、熊の生態を考えた有効な取組として支援していきたいと考えております。

さて、町内におきましては秋のイベントシーズンの中、15日に西丹沢もみじ祭り、22日に産業まつりが開催され、西丹沢もみじ祭りでは天候にも恵まれ、約660名の方がしし鍋を囲み、西丹沢の紅葉と食を楽しまれました。また、産業まつりでは新潟県村上市のほか、災害時相互応援協定を締結した五つの自治体の特産品の販売をはじめ、キャラクターショーやD52の運行が行われ、町内外から多くの方々が訪れました。瀬戸議長をはじめ、議員の皆様におかれましては御多用のところ御参加いただき、誠にありがとうございました。

さて、令和7年第3回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、条例案件3件、令和7年度一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算案件4件の合計7件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。全員協議会におきましては、町の面積の変更についてほか4件を御説明させていただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 臨時会の議会運営について、本日午前9時から議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長より審査報告を求めます。

議席番号6番、大野徹也議会運営委員長。

6番大野 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の審査報告を申し上げます。

本日午前9時から役場401会議室において、委員全員、議長の出席の下、令和7年第3回山北町議会臨時会の運営について審査しましたので、その結果を報告いたします。

提出議案は、お手元に配付されておりますように、条例改正3案件、補正予算4案件の計7案件であります。

審議方法は本会議即決とし、会期は本日1日限りといたしました。

なお、本会議終了後に全員協議会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の審査報告を終わります。

議 長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。  
会議録署名議員に、議席番号4番、高橋純子議員、議席番号9番、熊澤友子議員の2名を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議案第56号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第56号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和7年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、令和7年の人事院勧告に基づき、任期付職員の給与を改定するために提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 それでは、議案第56号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

初めに、議案の説明の前に、令和7年度の任期付職員に係る人事院勧告の概要を御説明させていただきます。

お手元に配付しております資料1、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の概要を御覧ください。

任期付職員の条例改正につきましては、こちらの人事院勧告に準じて行うものとなっております。今回の給与改定の概要ですが、②月例給につきましては、全号給について1万3,000円以上の改定を行い、令和7年4月から遡

及適用するものです。

次に、④のボーナスにつきましては、現行では年間3.65月分支給しているところを、民間の支給状況等を踏まえ、期末勤勉手当を0.05月分引き上げて、年間3.70月分とするものです。

資料下段の特定任期付職員の表を御覧ください。

令和7年度の現行の支給月数は、12月が1.825月となっておりますが、1.875月に引き上げるものです。なお、令和8年度につきましては、改定分の0.05月分を6月と12月に振り分け、それぞれ1.85月分とするものです。

それでは、条例の説明をさせていただきます。1枚おめくりください。

山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条、山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

詳細につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、1枚おめくりいただき新旧対照表を御覧ください。

山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、新旧対照表（第1条関係）になります。第7条第1項は、給料月額について規定しております。第8条第2項は、期末勤勉手当の支給率等について規定しており、改正後の読替規定については、支給率については人事院勧告0.025月分引き上げて、100分の177.5に改めるものです。

1枚おめくりください。

山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、新旧対照表（第2条関係）になります。第8条第2項は、令和8年度以降の支給月数を規定しております。6月及び12月の期末勤勉手当が均等となるよう、それぞれ100分の185に改めるものです。

1枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令

和8年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の任期付職員条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

給与の内払い。

第3項、改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与が、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払いとみなす。

説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第56号について質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

5番、石田照子議員。

5番石田 5番、石田でございます。

今の御説明で、大体分かったんですけども、任期付職員のボーナスと別の給与の改定ということなんですが、現在該当する職員、任期付職員というのは何名いらっしゃるのでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 現在1名おります。この9月に退職した方がいますので、現状は1名なんですけども、遡及になる部分もありますので、対象は2名という形になります。

議 長 石田照子議員。

5番石田 任期付職員の方というのは、特殊な技能を持ったり技術を持った方ですので、町にとっては非常に重要な職員ではないかと思っておりますけれども、ですからこの給与の改定というのは非常に職員の採用に当たっては重要だと理解はいたしておりますけれども、給与改定だけではなくて、職員の質の確保には給与だけではなくて、やはり能力の評価ですとか専用職員の制度など、人事制度の見直しも必要かなと思うんですけども、今現在そのような見直しの予定があればお聞かせいただけます。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 能力の判断につきましては、こちら職員と一緒に年に2回ほど人事評価、こちらの対象となりまして、その部分で評価というか判断のほうをさせてい

ただいておるような状況ですので、また見直しにつきましては今後検討の余地はあるかと思えますけれども、来年度については引き続き現状のとおり行う予定でございます。

議 長 石田照子議員。

5 番 石 田 今回のこの改正は2名が対象ですけれども、9月に1名が退職されたということで、その方も非常に重要な立ち位置にいらしたと思うんですけれども、その代わりの方の採用というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 その部分に関しましては、4月1日から採用というふうなことで考えております。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑のある方、ございませんか。

質疑が終わりましたので、議案第56号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。

議案第56号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。

よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第57号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第57号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和7年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、令和7年の人事院勧告に基づき職員の給与を改定するため提案するものです。詳細については、担当課のほうから説明いた

します。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案第57号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

初めに、議案57号の説明の前に、令和7年度の職員の給与に関する人事院勧告の概要を説明させていただきますので、再度お手元に配付しております資料1、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の概要を御覧ください。

山北町の一般職の条例改正につきましても、これに準じて行うものとなっております。今回の給与改定の概要ですが、①の月例給につきましては、初任給について高卒1万2,300円、大卒1万2,000円を引上げ、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料表を引上げ改定するもので、平均改定率3.3%の改定を行い、令和7年4月から遡及適用するものです。

次に、③のボーナスについてですが、現行では年間4.60月分支給のところを、民間支給状況を踏まえ、期末手当の0.025月、勤勉手当0.025月引上げ、合わせて年間4.65月分とするものです。

資料中段の一般の職員の表を御覧ください。

令和7年度の現行では、6月及び12月とも2.300月で、年間4.600月となっております。そして、今回の改定では令和7年度分の支給は6月には変更はございませんが、12月の期末手当の1.25月を0.025月引き上げて1.275月とし、勤勉手当の1.05月を0.025月引き上げて1.075月とし、合わせて年間4.65月とするものです。

なお、令和8年度につきましては、改定分の0.05月分を6月と12月に振り分け、それぞれ2.325月とするものです。

次のページの資料2につきましては給与費明細書でございますので、後ほどお目通し願います。

それでは、条例の説明をさせていただきます。1枚おめくりください。

山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、山北町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

3枚おめくりください。

第2条、山北町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明いたしますので、1枚おめくりください。

山北町職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）です。

第17条は、期末手当の支給率について規定しているもので、第2項では一般職員の期末手当の支給率を定めており、改正後については12月支給分を0.025月分引き上げて100分の127.5に改めるものです。

第3項につきましては、再任用職員の期末手当の支給率を定めており、改正後については、12月支給分を0.025月分引き上げて100分の72.5に改めるものです。

第18条は、勤勉手当の支給率について規定しております。

1枚おめくりください。

第18条第2項第1号につきましては、一般職員の勤勉手当の支給率を定めており、改正後については、12月支給分を0.025月分引き上げて100分の107.5に改めるものです。

第2号につきましては、再任用職員の勤勉手当の支給率を定めており、改正後については、12月支給分を0.025月分引き上げて100分の52.5に改めるものです。

別表1の給料表につきましては、人事院勧告に基づき平均改定率3.3%を引き上げるものです。

4枚おめくりください。

山北町職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）になります。

第17条第2項につきましては、令和8年度以降の一般職員の期末手当の支給月数を規定しているもので、6月及び12月の期末手当が均等になるよう、それぞれ100分の126.25に改めるものです。

第3項につきましては、再任用職員の期末手当の支給率を定めており、6月及び12月の期末手当が均等になるよう、それぞれ100分の71.25に改めるものです。

次のページの18条第2項第1号につきましては、一般職員の6月及び12月の勤勉手当が均等になるよう、それぞれ100分の106.25に改めるもので、第2号につきましては、再任用職員の勤勉手当の支給率を定めており、改正後

については6月及び12月の勤勉手当が均等になるよう、それぞれ100分の51.25に改めるものです。

6枚お戻りいただきまして、改正文を御覧ください。

附則。

施行期日等。

第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の山北町職員の給与に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

給与の内払い。

第3項、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の山北町職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、議案第57号について質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

1番、和田成功議員。

1番 和田 それでは、人事院勧告による人件費増といったところかと思うのですが、財政運営が厳しいというような話の中でそこへ与える影響。また、財政指標に与える影響について説明願います。

議長 財務課長。

財務課長 今回の人事院勧告に基づく給与改定による財政への影響等についてでございますが、後ほど補正予算案のほうでも御説明はさせていただきますが、まず今年度の対応につきましては、年度当初から国のほうで給与の改定、人件費の増、年度途中の増が見込まれるということで、年度当初の段階から国のほうで交付税で事前に措置をしておくので、今後の給与改定に備えてくださいというのは、本年度の当初の段階で国から説明がございました。

その見合いの分だけ交付税を今年度高めに交付されております。交付税の増額分につきましては、今度の9月補正で補正予算の中で御提案させていただきます。議決いただいておりますが、その時点では交付税による歳入の

増を予備費のほうに留保させていただくという形で御説明させていただきましたので、今回の人件費増については予備費を取り崩す形で対応ができていくということで考えてございます。

また、このことについて各種財政関係の指数、指標の影響でございますけれども、主なものとしたしましては財政力指数や将来負担比率といったものはあるかと思いますが、それぞれの指数、比率の算出に当たりましては、直接この支払った人件費そのものの金額を算出には用いておりませんし、また国のほうでこのような財源の措置もしていただいておりますので、財政の指数が悪化するとかそういうことはございませんので、御安心いただければと考えております。

以上でございます。

議 長 和田成功議員。

1 番 和 田 丁寧な説明ありがとうございます。

特段問題はないというような認識でいいのかなと思いますけれども、これで人事院勧告によって実施される給料ベースアップですかね。されて、今後そのことによって地域の実情や他の近隣自治体と比較して、当町の給料体系、この辺は適切に維持されていくものなのか。その辺について御説明願います。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 給料の元となるような指数としまして、ラスパイレス指数というのがございます。これに関しまして、国が100に対して山北町は今100を超えて県内でも高いような状況にはなっております。この部分に関しましては、要因としては国のほうから上位級の比率が高いというところとか、あと経験年数がやはり多くなりますとその分給与的にも上がってきますので、そういうところが要因というふうに言われているんですけども、近隣に比べましてさほど大きな差があるというような形ではないと思っております。

また、給料の改定につきましても県内軒並みこれに基づいて行っていくしますので、ここで山北だけまた増えるということの認識は持っておりません。

議 長 和田成功議員。

1 番 和 田 最後にもう一つだけごめんなさい。

人事院勧告の内容として、若年層への重点的な引上げや扶養手当の見直し。

配偶者手当の段階的な廃止等も内容に入っているかと思いますが、その辺どう今後検討されていくのかといったところと、今後の人材確保。ここについて町としてどう考えているのかといったところを、町長よければ御答弁願います。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 手当の関係につきましては、ちょっと私のほうで先に説明させていただきますけども、今、和田議員言われた手当のほかにもいろいろな諸手当が今、出ております。その部分に関しましては、基本、町は国に準じておるんですけども、若干国のほうでも手当の改定等がございますので、その都度また組合等もいろいろ協議しながら、そこは対応していきたいというふうに考えております。

議 長 町長。

町 長 私のほうも前から組合とも協議しておりますけど、基本的には皆さんの給料が、職員の給料が下がることはあってはならないというふうに思っておりますので、そういう意味で手取りが増えるようにしたいというふうに考えておりますので、そういうふうに組合のほうとは折衝しております。

議 長 和田成功議員。

1 番 和 田 町長からの説明ありましたが、人材確保に向けて今後町としてどのように取り組んでいくか、そこだけいま一度御説明願います。

議 長 副町長。

副 町 長 人材確保という点で、できるだけ少ない人数で能力のある方をということなんですけども、今状況の中で新たな施策がいろいろ出てきております。ですから、これまでよりもかなり広範囲に、そして質の高い、そういう施策を実行していくためにはそれなりの人材の確保というのが必要ではないかというふうに思います。ですから、一人ひとり能力の質を高めること。そして、ある程度の人数を確保すること。これがやはり一番大事なかなというふうに思っております。

なかなか今の現状の中で、山北町に限らずどこの市町村も採用しても、なかなか応募が少ないといったような悩みも課題もございます。そういった面で、山北の魅力をできるだけ発信しながら、よりよい人材の確保に努めてい

きたいというふうに考えてございます。

議長 長 ほかにごございますか。

5番、石田照子議員。

5番石田 少ない人数で、職員の能力を高めてというようなお話でございましたけれども、優秀な人材を確保するためにも、早期の離職を防ぐためにも、給与の改定というのは非常に重要かと思うのですけれども、それだけではなくて、そういった職員の職場環境を整えるのも離職を防ぐには非常に重要なと思うのですけれども、今現在、離職を防ぐための施策はどのようなことを行っているのかお伺いいたします。

議長 長 企画総務課長。

企画総務課長 特にこれとって今やってるわけではございませんが、職員のメンタル的な部分に関しましては、定期的なそういう部分でもフォロー的なものも行っておりますので、そういうところで優しい課長の中で働いていただくようなところで職員にやっていただいているような状況でございます。

議長 長 石田照子議員。

5番石田 特にやってないというような控えめなお話でしたけれども、町の職員の皆さん、課長の皆さん優しいですから、お休みも必要などときには取りやすい環境は整ってるのかなと思います。ですから、環境的には整ってると思うのですけれども、給与の上昇も合わせながらそういったソフトの面でも対応していくことが重要かなということで、このような質問をさせていただきました。

それともう一つ。また別なんですけれども、この給与改定によって人事院勧告、今まで50人以上規模の企業が対象でしたけど、今100人以上の規模も対象に給与水準を考えていると思うのですけれども、この改定によって民間との給与の水準はどのように縮まったのか、あるいは上がったのか。状況をお聞かせください。

議長 長 企画総務課長。

企画総務課長 今回、今議員言われるように50人規模から100人以上ということになっております。ここで出てるのが、人事院のほうも100人以上の企業の部分で内閣府のほうに進呈しておりますので、ここで50人規模の数字が出ておりませんので、ちょっとその差額に関しては数字的には持ってないんですけども、

一般的に考えていきますと、50人規模よりも100人規模のほうが企業体としてはやはりしっかりして大きな形になっておりますので、給与的には上がっているのではないかなというふうには感じております。

議 長 質疑が終わりましたので、議案第57号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、採決いたします。  
議案第57号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。  
よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第58号 山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第58号 山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和7年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定するに当たり、本条例を改正する必要があるため提案するものです。詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案第58号 山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

最初に、条例改正の概要でございますが、令和7年の人事院勧告に基づく常勤職員の給与改定に伴い改正するもので、従前は翌年度当初から改定としておりましたが、今年度から会計年度任用職員においても給与改定を行う時

期を常勤職員の改定期に合わせることにし、さらに施行期日を年度当初となる令和7年4月1日から適用する遡及改定とするものとなっております。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。5枚ほどおめくりください。

第31条は、給与改定の実施時期等の取扱いについて、第30条の後に新たに条文を一条加えるもので、第1項では、給与の額の改定を行う時期を常勤職員の給与条例の改定に合わせることを定めております。

第2項では、遡って適用する場合において、適用除外とする会計年度任用職員について定めたもので、第1号では任期が6か月未満のもの。第2号では1週間当たりの勤務時間が短いものを規則で定めることにし、規則では、1週間当たりの勤務時間の短いものを15時間30分未満のものと定めております。

1枚おめくりください。

第31条は、上刷りにより第32条とし、別表第1は改正後の別表第1に改めるものです。

それでは、1枚お戻りいただき改正文を御覧ください。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和7年4月1日から適用する。

給与の内払い。

第2項、改正後の別表第1の規定を適用する場合には、改正前の別表第1の規定に基づいて支給された給与は、改正後の別表第1の規定による給与の内払いとみなす。

説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第58号について質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。質疑はないので、議案第58号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。

議案第58号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第58号は原案どおり可決されました。  
日程第4、議案第59号 令和7年度山北町一般会計補正予算(第3号)を  
議題といたします。

提案書の説明を求めます。

町長。

町長 議案第59号 令和7年度山北町一般会計補正予算(第3号)。  
令和7年度山北町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところに  
よる。

歳出予算の補正。

第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正  
後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和7年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正する必要性が生じたため、地方自治法  
第218条第1項の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 財務課長。

財務課長 それでは、議案第59号 令和7年度山北町一般会計補正予算(第3号)に  
ついて、御説明申し上げます。

初めに、今回の補正予算は、人事院勧告及び令和7年中の人事異動等に伴  
う支出科目の組替え等による経費などを補正するものでございます。

それでは、2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳出予算補正でございます。今回の補正予算は、歳出のみの補正  
予算となります。歳出につきましては、1款議会費から13款予備費までを補  
正するものでございます。

続きまして、歳出補正予算事項別明細書で御説明いたしますので、6ペー  
ジ、7ページをお願いいたします。

2、歳出でございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費は、職員2名分の人件費で122万

3,000円の増額補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、特別職ほか職員38名分で、特別職につきましては共済組合負担金4万6,000円の増額。職員につきましては、給料、職員手当等、共済費をそれぞれ補正するものでございます。一般経費につきましては、退職手当組合負担金を3,938万5,000円増額するものでございます。

2項徴税費につきましては、8ページ、9ページをお願いいたします。

1目税務総務費は職員8名分で、給料、職員手当等、共済費を合わせまして177万1,000円の減額補正でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は職員3名分で、給料、職員手当等、共済費を合わせまして312万8,000円の減額補正でございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費は職員1名分で、給料、職員手当等、共済費を合わせまして59万円の増額補正でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は職員8名分で、給料、職員手当等、共済費を合わせまして1,337万6,000円の増額補正でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

2目国民年金事務費は職員1名分で、給料、職員手当等、共済費を合わせまして70万7,000円の増額補正でございます。

4目老人福祉費は職員1名分で、給料、職員手当等、共済費を合わせまして33万6,000円の増額補正でございます。

6目国民健康保険事業特別会計繰出金は、職員4人分の人件費を国保会計へ繰り出すものでございます。

7目介護保険事業特別会計繰出金は、職員2名分の人件費を介護会計へ繰り出すものでございます。

2項児童福祉費、3目保育園費につきましては職員8名分で、給料、職員手当等、共済費を合わせまして863万7,000円の増額補正でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

5目認定こども園費につきましては職員14名分で、給料、職員手当等、共済費を合わせまして148万8,000円の減額補正でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は職員6名分で、給料、

職員手当等、共済費を合わせまして433万8,000円の増額補正でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費につきましては職員10名分で、給料、職員手当等、共済費を合わせまして560万9,000円の増額補正でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費につきましては職員4名分で、給料、職員手当等、共済費を合わせまして389万7,000円の減額補正でございます。

2項林業費、1目林業総務費につきましては職員4名分で、給料、職員手当等、共済費を合わせまして156万9,000円の増額補正でございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費につきましては職員9名分で、給料、職員手当等、共済費を合わせまして458万1,000円の増額補正でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては職員7名分で、給料、職員手当等、共済費を合わせまして46万円の増額補正でございます。

5項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては職員3名分で、給料、職員手当等、共済費を合わせまして13万7,000円の増額補正でございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、特別職ほか職員13名分で、特別職につきましては共済組合負担金3万5,000円の増額。職員につきましては、給料、職員手当等、共済費を合わせまして134万1,000円の増額補正でございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

3項山北中学校費、1目学校管理費につきましては職員1名分で、給料、職員手当等、共済費を合わせまして88万2,000円の減額補正でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費につきましては職員4名分で、給料、職員手当等、共済費を合わせまして101万2,000円の増額補正でございます。

5項社会教育費、4目生涯学習センター費につきましては職員4名分で、給料、職員手当等、共済費を合わせまして534万7,000円の増額補正でございます。

13款予備費につきましては、7,268万4,000円を減額補正するものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。右側23ページ上段、会計年度任用職員以外の職員数は補正後が141人、2人の増となっております。町全体の職員数につきましては152人となっております。内訳は一般会計が141人、国保会計が4人、介護保険会計が2人、水道事業会計が3人、下水道事業会計が2人となっております。

そのほかにつきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第59号について質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

5番、石田照子議員。

5番石田 丁寧に説明していただきましたけれども、ちょっと瞬時に計算ができないのであえて伺いいたしますが、この改定により年間どのくらいの増額になるのでしょうか。

議長 財務課長。

財務課長 今回、予備費を最終的に7,268万4,000円減額しておりますので、今回の補正による増額は、歳出の増といたしましてはこの予備費を減らす分と同額の7,200万ほどになりますが、このうちの今回の補正予算書の7ページを御覧いただきますと、7ページの一番下段ですね、退職手当組合負担金がございます。今回の補正総額の7,200万のうち、ほぼ半分の3,900万は退職手当組合負担金でございますので、こちらを除いた分が、除きますと3,000万ほどが今回の人事院勧告。人事院勧告に基づく影響額は3,000万円ほどということになります。

以上でございます。

議長 石田照子議員。

5番石田 先ほども和田議員の質問で、国の交付税が措置されるというようなお話でございましたけれども、財源に対する人件費の比率は国の措置があるのでそんなに変わらないのかなとは思うのですけれども、今現在何%ぐらいで、こ

の人件費の上昇によって何%ぐらいになるのかお聞きいたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 パーセンテージと申しますのは、人件費総額に対して今回の増え幅がどのくらいかということによろしいですか。

議 長 石田照子議員。

5 番 石 田 財源に対して人件費の占める割合ですね。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 今回この増え幅につきましては、交付税で措置されているということにはなってございますが、基本的に正確な数字は今用意はしておりませんが、交付税の決定額を確認した際には、今回の増額幅3,000万については、交付税措置されているということを確認しておりますので、パーセントでいきますと今回の3,000万円に対してどれだけ財源が措置されているかと申しますと、100%措置されているということは確認しております。

議 長 石田照子議員。

5 番 石 田 100%措置ということは、パーセンテージは人件費の占める割合が変わらないということではないかなと思うのですけれども、そうしますと、この人件費の上昇によって財政調整基金や行政サービスへの影響というのはないと理解してよろしいのでしょうか。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 そうですね。もともと国のほうでももうここ数年、あるいはまだこの先も含めて、物価高騰の関係もありまして人件費は上げていかなければならないと。上がっていくだろうということを予見しているということで、その分、措置が、当然税収で賄えないような地方公共団体もございますので、その辺国のほうは交付税でしっかりカバーするということになっておりますので、実際当町におきまして、交付税措置によりましてこの財源を十分確保できております。結果といたしましては、今回の補正でも基金の取崩しをせずに予算の対応ができておりますので、財政上の影響はないというふうに考えております。

議 長 ほかにございますか。

質疑が終わりましたので、議案第59号について討論を省略し、直ちに採決

に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。  
議案第59号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第59号は原案どおり可決されました。  
日程第5、議案第60号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計補正  
予算(第2号)を議題といたします。  
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第60号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2  
号)。

令和7年度、山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、  
次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万1,000円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,488万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正  
後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正する必要が生じたため、地方当時法  
第218条第1項の規定により提案するものです。詳細については、担当課の  
ほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第60号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計補  
正予算(第2号)について御説明申し上げます。

今回の補正予算の概要でございますが、人事院勧告に伴う人件費の補正で  
ございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、4款繰入金について128万1,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、1款総務費について歳入と同額の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目の一般会計繰入金につきまして、職員給与費等繰入金128万1,000円を増額するものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきまして、職員の人件費の改定により、給料、職員手当等、共済費を合わせて同額の128万1,000円を増額するものでございます。

6ページ、7ページの給与費明細書でございますが、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第60号について質疑に入ります。  
それでは、質疑のある方はどうぞ。  
質疑ございませんか。

質疑がないので、議案第60号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので採決いたします。  
議案第60号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。  
よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第61号 令和7年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第61号 令和7年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

令和7年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ389万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億4,029万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

続きまして、議案第61号 令和7年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

今回の補正の概要でございますが、人事院勧告と人員配置に伴う人件費の補正でございます。

9ページ、10ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、8款の繰入金について389万8,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、1款の総務費について、歳入と同額の減額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明をさせていただきます。

11ページ、12ページをお開きください。

歳入でございますが、8款1項1目の一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金について389万8,000円を減額するものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費について、職員の人件費の改定及び人員配置の変更に伴い、給料、職員手当等、共済費を合わせて389万8,000円を減額するものでございます。

13ページ、14ページの給与費明細書でございますが、後ほどお目通しをお

願います。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第61号について質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

6番、大野徹也議員。

6番大野 先ほど、歳出のほうの一般管理費、減額が389万8,000円と。こちらの内訳は2名ということですが、13ページ、14ページを見ますと、1名減ともう一人退職というふうな形でうたわれている。この部分で2名というふうな意味でしょうか。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 当初予算のときが、介護保険事業特別会計の人件費として計上しているのが3人。今回の補正で今配置されてるのが2人ということで、3名から2名になったということでございます。

議長 大野徹也議員。

6番大野 そうしますと、介護に関わる方が現在2名で、その辺の職務をなさっておられるという現状なのですが、その辺の現状については、果たしてそれで耐え切れるのかなというふうなところが危惧されるのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 3人から2名になったことによる仕事に支障が出ているかという御質問だと思うのですが、2名の職員が担当課長として自信を持って優秀な職員であるということが言えますので、支障は出ていないというふうに考えています。

また、物理的な仕事をする時間を確保しなくてはいけませんので、例えば私か担当者が出席するような会議に出席して物理的な時間を稼いだりですとか、あとそれから会計年度任用職員が配置されてますので、その方にフォローをお願いしたりといったことで、仕事については支障が出ていないと。

ただ、今回の補正予算で時間外についてはほかの人件費は減った分、職員の数が減った分減ってるんですけども、時間外についてはやっぱり38万ほどでしたか、増やさせていただいているというところでございます。

議 長 大野徹也議員。  
6 番 大 野 現実的には時間外で対応しなければいけないというふうな状況かと思いま  
す。ですので、やっぱり先ほどから問題になっている、職員を新たに採用す  
るというような部分が非常に大切になっているのではないかなと思われま  
すので、職員を育てることも一つなんですけど、やっぱり新たに採用して、そ  
の方々に仕事を覚えていっていただくというふうな形になっていただければ  
と思います。いかがでしょうか。

議 長 副町長。  
副 町 長 先ほどと関連したような内容になるかというふうに思います。そういった  
危惧する点もございますので、そういった面で適正な職員の配置ということ  
には最善を尽くしていかなくてはいけない。そのためには採用をしなくては  
いけないとか。それから職員のレベルアップ。そういったものも含めて、総  
合的にここのところは対応していきたいというふうに考えてございます。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。  
質疑が終わりましたので、議案第61号について討論を省略し、直ちに採決  
に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。  
議案第61号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第61号は原案どおり可決されました。  
日程第7、議案第62号 令和7年度山北町水道事業会計補正予算(第1号)  
を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第62号 令和7年度山北町水道事業会計補正予算(第1号)。  
総則。

第1条、令和7年度山北町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定  
めるところによる。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第2条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費。

既決予定額、2,567万6,000円。

補正予定額、162万5,000円。

計2,730万1,000円。

令和7年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。詳細については、担当課のほうの説明いたします。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

それでは、議案第62号 令和7年度山北町水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算でございますが、人事院勧告等に伴う人件費の補正をするものでございます。

それでは、1ページおめくりいただきまして、2ページの上段を御覧ください。

令和7年度補正予算実施計画、収益的収入及び支出の支出でございます。

1款1項2目配水給水費を130万2,000円減額し、3目総係費を同額の130万2,000円増額するものでございます。詳細につきましては、補正予算実施計画明細書で御説明申し上げます。

1ページおめくりいただきまして、3、4ページの上段をお願いいたします。

1款1項2目の配水給水費につきましては、140節委託料を執行残に伴い130万2,000円減額するものでございます。

3目の総係費につきましては、人事院勧告等に伴い130万2,000円増額するもので、内訳といたしましては、20節給料が職員2名分で46万6,000円の増額、30節手当等を59万5,000円の増額、50節法定福利費を24万1,000円増額するものでございます。

1ページお戻りいただきまして、2ページの下段を御覧いただきたいと思っております。

令和7年度補正予算実施計画、資本的収入及び支出の支出でございます。

1款1項1目配水設備工事費につきましては、目内において補正を行うため、補正予定額はゼロ円でございます。詳細につきましては、補正予算実施計画明細書で御説明申し上げます。

1ページおめくりいただきまして、3、4ページの下段のほうをお願いいたします。

1款1項1目の配水設備工事費につきましては、人事院勧告に伴い、20節給料が職員1名分で12万8,000円の増額、30節手当等を9万7,000円の増額、40節法定福利費を9万8,000円増額するものでございます。

140節委託料につきましては、執行残に伴い32万3,000円減額するものでございます。

1ページおめくりいただきまして、5、6ページにつきましては、給与費明細書となっておりますので後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第62号について質疑に入ります。  
それでは、質疑のある方はどうぞ。

6番、大野徹也議員。

6番大野 ただいまの説明で、いずれにしても職員に対する給料の人事院勧告に基づく増額分ということでございますが、予備費からということではなくて、これは委託料からそちらに回しているというふうなことで、一つは配水設備工事費の委託料の執行残ということでこれは分かるんですけど、その上のほうの委託料マイナス130万2,000円というのは、どの辺の委託料からあるのでしょうか。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 配水設備費の委託料でございますが、大きくは町内の水道施設各所の水質検査を行っておるものでございまして、こちらが入札の関係で執行残が出ております。こちらを今回の補正ということとさせていただきます。もともと予備費もそれほど多く保有している会計でございませぬので、そういった形の中で補正をさせていただいたものでございます。

以上です。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

質疑が終わりましたので、議案第62号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。

議案第62号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。

よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、令和7年第3回山北町議会臨時会の議事日程を終了しましたので、閉会いたします。

なお、全員協議会を11時55分から401会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。 (午前11時46分)